

5 労災保険関係成立票

【労働者災害補償保険法施行規則第49条など】

《掲示場所》事業場の見やすい場所

25 cm 以上	労 災 保 険 関 係 成 立 票	
	保険関係成立年月日	※1 年 月 日
	労働保険番号	
	事業の期間	自 年 月 日 至 ※2 年 月 日
	事業主の住所氏名	※3
	注文者の氏名	※4
	事業主代理人の氏名	※5
	35cm以上	

- ※1 一括有期事業（年度内工事を一括処理）の場合、会社設立時に保険関係成立届を労働基準監督署に届けた日、又は毎年の更新日単独有期事業。単独有期事業（その工事単独で保険加入）の場合、当該単独工事の保険関係成立届を労働基準監督署に届けた日
- ※2 着工日～工事完了予定日（当該工事で作業員が作業する期間、工期とは限らない）
- ※3 工事受注者の事業主の住所氏名を記載（通常は会社住所と代表者氏名）
- ※4 工事請負契約書に記載の契約者（山口県〇〇土木建築事務所長など）
- ※5 労災保険代理人選任届により、代表者の代理として労災保険の手続きをした人を記入する。代表者名で労災保険の申請手続きをしていれば、事業主代理人の欄は「空白」となる。事業主代理人は現場代理人とは異なる。ただし、単独有期事業において労災保険代理人として現場代理人が手続きすれば、現場代理人が事業主代理人となる。

【労働者災害補償保険法施行規則】

第四十九条 事業主は、労災保険に関する法令のうち、労働者に関係のある規定の要旨、労災保険に係る保険関係成立の年月日及び労働保険番号を常時事業場の見易い場所に掲示し、又は備え付ける等の方法によつて、労働者に周知させなければならない。

【労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則】

第七十七条 労災保険に係る保険関係が成立している事業のうち建設の事業に係る事業主は、労災保険関係成立票（様式第四号）を見やすい場所に掲げなければならない。